

子育て世帯等移住・定住
応援事業

+

三世代同居
応援事業

大和町から
最大180万円
を交付します！



新たに大和町へ家族で移住・定住を希望される方が、住宅などを購入・新築・リフォーム工事を行った場合や、三世代同居をするために引越しなどをされた際に、補助金を交付します。

詳しくは、町のホームページ (<http://www.town.taiwa.miyagi.jp/>) をご覧ください。

随時相談受付中！

問い合わせ先

大和町まちづくり政策課
〒981-3680
宮城県黒川郡大和町吉岡まほろば一丁目1番地の1
TEL：022-345-1115（直通）
FAX：022-345-4852

QRコードからHPにアクセス！



大和町子育て世帯等
移住・定住応援事業



大和町三世代同居応援事業

子育て世帯等移住・定住応援事業

| | | | | | |
|---------------------------------|---|--------------------------------------|-----------|-------|---------------------|
| 内 容 | 新たに対象区域に移住する子育て世帯が、住宅を購入・新築・リフォーム工事及び土地を購入した際に、補助金を交付します。 | | | | |
| 対象区域 | 宮床地区・吉田地区・鶴巣地区・落合地区（市街化区域を除く） | | | | |
| 補助対象者の要件 | <p>■補助対象者は、以下のいずれにも該当する方が要件となります。</p> <p>(1) 平成 29 年 1 月 4 日以降に、補助対象区域内に住宅や土地を取得し、又は新築やリフォーム工事を行なった方</p> <p>(2) 申請者及びその配偶者が次のいずれかの居住要件に該当する方</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 町外に、申請日から起算して過去継続して 2 年以上居住し、当該地に転入した方</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 町内の補助対象区域外の地区に、申請日から起算して過去継続して 2 年以上（町外居住通算可）居住し、当該地に転居した方</p> <p style="margin-left: 20px;">ウ 上記のほか、補助対象区域外への居住年数や家族の状況を勘案し町長が居住要件を満たすと判断した方</p> <p>(3) 申請者若しくはその配偶者のいずれかの年齢が 40 歳未満の方又は中学生以下の子どもを扶養している方</p> <p>(4) 大和町に定住意志のある方</p> <p>(5) 地域行事（コミュニティ活動）への参加及び協力意志のある方</p> <p>(6) 世帯内に、暴力団員がいない方</p> <p>(7) 世帯内に、過去 3 年間町税等の滞納がない方</p> <p>(8) 過去に、この補助金の交付を受けたことがない方（申請者）</p> | | | | |
| 補助対象事業の要件 | <p>■補助対象事業は、以下のいずれにも該当することが要件となります。</p> <p>(1) 補助対象区域に存する住宅であること</p> <p>(2) 平成 29 年 1 月 4 日以降に、申請者、その配偶者又はその二親等以内の親族が事業を施行し、引渡しを受けた物件（以下「対象工事」という。）であること。ただし、土地については、平成 29 年 1 月 4 日以降に契約を締結したものであること</p> <p>(3) 要綱で定める対象工事であること</p> <p>(4) 申請日から起算して過去 1 年以内（平成 29 年 1 月 4 日以降）に引渡し又は取得した物件であること</p> <p>(5) 過去に、この補助金の交付を受けたことのない物件であること</p> <p>(6) 土地の取得費用を含む事業費が 200 万円以上であること</p> <p>※建物の解体費用、外構費用、家具や備品の購入及び設置のみに要する費用などは、補助対象外となります。詳しくはお問い合わせください。</p> | | | | |
| 補助金額（上限額） | 区分 | 種別 | 補助の区分及び金額 | | 要件等 |
| | | | 転入 | 転居 | |
| 補助金額 (上限額) | 基礎額 | 住宅の取得・新築・建替えの場合 (土地代・リフォーム工事費用含む) | 100 万円 | 50 万円 | 事業費の 10% 以内 |
| | | リフォーム工事のみの場合 | 50 万円 | 25 万円 | |
| | 加算額 | 子育て応援加算 | 20 万円 | 10 万円 | 中学生以下の扶養親族一人当たり |
| | | 空き家バンク加算 | 10 万円 | 5 万円 | 大和町空き家バンク活用時 |
| | | 町内業者施工加算 | 30 万円 | 15 万円 | 全体事業費の 2 分の 1 以上で適用 |
| 全 体 上限額 | 取得・新築・建替え等 | 150 万円 | 75 万円 | | |
| | リフォーム工事のみ | 100 万円 | 50 万円 | | |
| ※1,000 円未満の端数が生じた場合は、切り捨てとなります。 | | | | | |

三世代同居応援事業

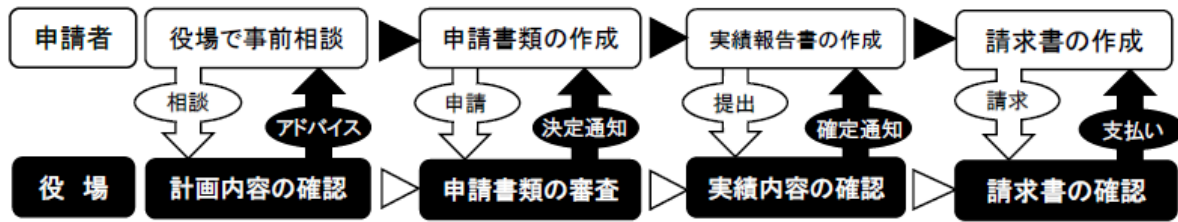
| | | | |
|--|---|---------------------------|-------------------------|
| 内 容 | 新たに町内で三世代同居（同一の敷地内及び隣接地を含む）する世帯が、引越しやリフォーム工事をした際に、補助金を交付します。 | | |
| 対象区域 | 大和町全域 | | |
| 補助対象者の要件 | <p>■補助対象者は、以下のいずれにも該当する方が要件となります。</p> <p>(1) 申請者及びその配偶者が、平成 29 年 1 月 4 日以降に、町内に三世代家族で同居するために転入又は転居した方</p> <p>(2) 申請者及びその配偶者が次のいずれかの居住要件に該当する方</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 町外に、申請日から起算して過去継続して2年以上居住し、当該地に転入した方</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 町内に、申請日から起算して過去継続して2年以上（町外居住通算可）居住し、当該地に転居した方</p> <p style="margin-left: 20px;">ウ 上記のほか、前住地の居住年数や家族の状況を勘案し町長が居住要件を満たすと判断した方</p> <p>(3) 申請者及びその配偶者が、中学生以下の子どもを扶養している方</p> <p>(4) 三世代家族で同居する継続意志がある方</p> <p>(5) 地域行事（コミュニティ活動）への参加及び協力意志のある方</p> <p>(6) 世帯内に、暴力団員がいない方</p> <p>(7) 世帯内に、過去3年間町税等の滞納がない方</p> <p>(8) 過去に、この補助金の交付を受けたことがない方（世帯全員）</p> | | |
| 補助対象事業の要件 | <p>■補助対象事業は、以下のいずれにも該当することが要件となります。</p> <p>(1) 平成 29 年 1 月 4 日以降に、申請者又はその配偶者若しくは、その二親等以内の親族が事業を施行した引越し事業又はリフォーム工事事業（以下「対象事業」という。）で引渡しを受けたものであること。また、引越し事業については、平成 29 年 1 月 4 日以降の契約日であること</p> <p>(2) 要綱で定める対象事業であること</p> <p>(3) 申請日から起算して過去1年以内の対象事業で引渡しを受けたものであること</p> <p>(4) 過去に、この補助金の交付を受けたことがないこと</p> <p>※建物の解体費用、外構費用、家具や備品の購入及び設置のみに要する費用などは補助対象外となります。詳しくはお問い合わせください。</p> | | |
| 補助金額（上限額） | 区分 | 種別 | 補助金額(上限額) 転入 転居 |
| | 基礎額 | 三世代同居応援事業補助金のみの場合 | 50 万円 25 万円 |
| | | 子育て世帯等移住・定住応援事業補助金を併用する場合 | 30 万円 15 万円 |
| | | 空き家住宅購入支援事業補助金を併用する場合 | |
| <p>※事業費が上限額に達しない場合は、実額を補助します。</p> <p>※1,000 円未満の端数が生じた場合は、切り捨てとなります。</p> | | | |

「子育て世帯等移住・定住応援事業（左）」と「三世代同居応援事業（右）」を併せて申請しますと、**最大180万円**の補助金を受けることができます。

補助金を受けるためには要件を満たす必要がありますので、ご確認ください。



■申請の流れ



※確定後に補助金を交付します。

■申請に必要なもの

| 子育て世帯等移住・定住応援事業 | 三世代同居応援事業 |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> (1) 大和町子育て世帯等移住・定住応援事業補助金交付申請書（様式第1号） (2) 住宅取得等に係る工事請負契約書又は売買契約書の写し (3) 対象工事と対象外工事の内訳が確認できる書類（様式任意） (4) 物件の引渡しを確認できる書類（日付が明記されているもの） (5) 対象住宅の位置図 (6) 対象工事の内容を明らかにする写真及び図面（平面図・立面図等） (7) 対象工事の着工前と完成後の写真及び図面（リフォーム工事の場合） (8) 世帯全員分の町税等の納税証明書（過去3年分） (9) 申請者と同居している世帯全員分の住民票の写し (10) 申請者と同居している世帯全員分の戸籍の全部事項証明書（謄本） (11) 申請者と同居している世帯全員分の戸籍の附票 (12) 誓約書兼同意書（様式第2号） (13) 上記のほか、町長が必要と認める書類 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 大和町三世代同居応援事業補助金交付申請書（様式第1号） (2) 対象事業に係る請負契約書の写し (3) 対象事業と対象外事業の内訳が確認できる書類（様式任意） (4) 事業完了及び引渡しを確認できる書類（日付が明記されているもの） (5) 当該事業の位置図 (6) リフォーム工事事業の着工前と完成後の写真及び図面（平面図・立面図等） (7) 世帯全員分の町税等の納税証明書（過去3年分） (8) 申請者と同居している世帯全員分の住民票の写し (9) 申請者と同居している世帯全員分の戸籍の全部事項証明書（謄本） (10) 申請者と同居している世帯全員分の戸籍の附票 (11) 誓約書兼同意書（様式第2号） (12) 上記のほか、町長が必要と認める書類 |
| <p>※町は申請に係る書類の審査及び必要に応じ現状調査を行い交付の可否を決定します。</p> <p>※補助金の交付の決定を受けた方で、その補助金の額を変更しようとするときは、大和町子育て世帯等移住・定住応援事業補助金変更承認申請書（様式第4号）に必要書類を添えて申請願います。</p> | <p>※大和町子育て世帯等移住・定住応援事業補助金または大和町空き家住宅購入支援事業補助金の申請に係る提出書類と重複する場合はコピーで代用可能です。</p> <p>※町は申請に係る書類の審査及び必要に応じ現状調査を行い交付の可否を決定します。</p> <p>※補助金の交付の決定を受けた方で、その補助金の額を変更しようとするときは、大和町三世代同居応援事業補助金変更承認申請書（様式第4号）に必要書類を添えて申請願います。</p> |

Q&A コーナー

Q：補助金の申請は、引越した後でないと申請できませんか？

A：当該地に住所を異動した後に申請してください。

ただし、事業が完了してから1年以内に申請が必要です。

この補助金の交付を受けるためには、事前相談が必要になりますので、まちづくり政策課へお問い合わせください。

Q：地域行事への参加及び協力意思とはどのようなものですか？

A：お住まいになられる地区の区長さんに、年間行事などをきいて積極的な参加や協力をお願いします。若い力で地域を明るく盛り上げていきましょう！



申請様式やQ&Aは、町のホームページ（<http://www.town.taiwa.miyagi.jp/>）や役場まちづくり政策課でも配布しております。